

静岡県告示第441号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和元年12月24日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

丸子井尻b 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
静岡市	駿河区	寺田	口谷津	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線に囲まれた区域
		〃	〃	245-1 1号
		〃	〃	245-1 2号
		〃	〃	234-12 3号
		丸子	井尻	3538-2、3584合併 4号
		〃	〃	3585 5号
		〃	〃	3564-1 6号
		〃	〃	3562 7号
		丸子二丁目		3559-3 地先の水路敷 8号
		丸子	井尻	3535-3 9号
		〃	〃	3543-19 10号
		〃	〃	3544-13 11号
寺田	向田	211-5 12号		